

## 経営安定支援融資（緊急経営安定支援分）の要件拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに支障が生じる事業者への一層の資金繰り対策として、県制度融資の「経営安定支援融資(緊急経営安定支援分)」を拡充する。（令和2年3月9日から取扱開始）

【現行】	経営安定支援融資（緊急経営安定支援分）
融資対象	(1)最近3ヵ月間の売上高又は販売数量が前年同期に比して3%以上減少 (2)売上原価の20%以上を占める原油・原材料の最近1ヵ月間の仕入価格が前年同期比で20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等の価格に転嫁できないもの
金利	固定1.3%以内 (保証協会の保証を付ける場合、1.0%以内)
資金使途	経営の安定に必要な資金
限度	8千万円
期間	7年以内（うち据置期間2年以内）
信用保証	任意 ※保証協会利用の場合、保証料要 県制度保証 0.13%~1.19% セーフティネット保証2号 0.5% セーフティネット保証5号 0.4%



【拡充後】	経営安定支援融資（緊急経営安定支援分）
	(1)最近3ヵ月間の売上高又は販売数量が前年同期に比して3%以上減少 (2)売上原価の20%以上を占める原油・原材料の最近1ヵ月間の仕入価格が前年同期比で20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等の価格に転嫁できないもの  <b>【今回追加】</b> <b>(3)新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間の売上高又は販売数量が、前年同期に比して3%以上減少しているもの</b>
	固定1.3%以内 (保証協会の保証を付ける場合、固定1.0%以内) <b>【今回追加】</b> <b>融資対象(3)の場合は、固定1.0%以内</b> (保証協会の保証を付ける場合、固定1.0%以内)
	同左
	同左
	同左
	任意 ※保証協会利用の場合、保証料要 県制度保証 0.13%~1.19% セーフティネット保証2号 0.5% セーフティネット保証5号 0.4% <b>【今回追加】</b> <b>セーフティネット保証4号 0.5%</b>

お問い合わせ先：石川県商工労働部経営支援課金融グループ(TEL:076-225-1522)